

令和7年度第2回東京都入札監視委員会

令和7年11月17日（月）
東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N2

【須藤契約調整担当部長】 それでは、これより、令和7年度第2回東京都入札監視委員会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

財務局契約調整担当部長の須藤でございます。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆様の出席の状況でございますが、12名の委員のうち、11名にご出席をいただいております。

平田委員は、所用により本日欠席とご連絡をいただいております。

東京都の職員の出席者につきましては、配布資料のとおりでございまして、紹介は割愛させていただきます。

令和7年8月31日よりご就任をいただいております、竹内委員長、秋山委員、石橋委員、柄澤委員、黒木委員、本田委員におかれましては、全体会は本日が初めてのご出席となります。委員の皆様には大変お忙しい中ご協力をいただくことになりますが、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日お手元に配布いたしました資料について、確認をさせていただきます。

【東川契約調整担当課長】 資料につきましては、事前にお送りをさせていただいております。お手元でのご確認をお願いいたします。

資料一覧が2枚目にございます。一覧のとおり、資料は全ておそいかご確認をお願いいたします。資料4枚目の議案1以降、全16ページになってございます。ご確認のほどお願いいたします。

【須藤契約調整担当部長】 続きまして、本日の議事進行についてご説明申し上げます。

資料の1枚目、次第をご覧ください。

まず、第一監視部会の小見部会長から、令和7年7月に開催されました第1回の結果についてご報告をいただき、その後、各委員の方からご意見をいただきます。

次に、第二監視部会につきまして、第二監視部会の竹内部会長から、令和7年8月に開催された第1回の結果につきましてご報告をいただき、その後、各委員の方からご意見をいただきます。

最後に、第一監視部会及び第二監視部会における談合情報処理案件の結果についての報告を、非公開にて行います。

以上でございます。

それでは、本日の議事進行役についてであります、竹内委員長にお願いしたいと存じま

す。竹内委員長、よろしくお願ひいたします。

【竹内委員長】 よろしくお願ひいたします。

早速ですけれども、議事を進めてまいりたいと思います。

委員会の議案1、第一監視部会の結果について、小見部会長からご報告をお願いしたいと思います。

【小見委員】 小見でございます。どうぞよろしくお願ひします。

第1回第一監視部会結果の報告についてです。

まず、対象事案の抽出方法ですが、資料2ページの別紙1-1をご覧ください。

当第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事案については、契約金額が高い順に、上位100件の中から抽出すること。社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に対象事案を部会長が決定すると決めております。

こうしたプロセスを経まして、最終的に決定した事案が別紙1-1でございます。そこに記載した4件です。

当日は、各事業所管局の担当者も出席して説明をしていただいた上で、入札契約手続がルールに基づいて適正に行われているか。また、今後検討すべき事項がないか等について意見交換をしました。

意見交換の結果、いずれも入札契約手続そのものはルールどおりに運用されていることを確認いたしました。

では、議案ごとに具体的な内容を報告します。議案1については後ほど説明します。3ページをご覧ください。

ということで、議案2からですけれども、まず、議案2は、同一事業者による長期受注事案として抽出した案件、溶融式道路標示塗装工事単価契約（3）です。

本件については、「同一事業者による長期受注となっているが、その理由をどのように分析しているか。」また、「競争性を働かせるために工夫していることはあるか。」という質疑を行いました。

これに対して、「発注の範囲を方面ごとに決定しているため、その方面の近隣に事務所がある事業者が落札している傾向がある。」また、「結果として同一事業者による長期受注の状況が続いているが、競争性は十分に働いている。」旨、回答がありました。

次に議案3、金町浄水場第1高度浄水施設電気設備等改良工事ですが、これは高額高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、「設備等改良工事は、元施工が落札しているケースが多いと思うが、元施工にとって有利な要素は何があるか。」また、「希望申請をした4者はいずれも専門性の高い大企業であるが、配置技術者の確保が難しい等の理由で辞退となり、結果として1者

入札となったことについてどう考えているか。」という質疑を行いました。

これに対して、「本件は他メーカーでも対応可能であり、元施工が著しく有利になる状況にない。」、また、「工期が長くなるほど技術者の確保が難しくなるため、適切な工期の設定、発注の平準化に取り組んでいる。」と回答がありました。

続いて、議案4です。都電荒川線軌道保守その他工事工種別単価請負工事です。これは1者入札事案及び同一事業者による長期受注事案として抽出した案件です。

本件については、「受注するに当たって、特殊な条件や技術的ハードルはあるか。」、また、「同一事業者による1者応札となっているが、他に受注ができる事業者はいないのか。」等について質疑を行いました。

これに対して、「バラストやレール、枕木などは、高速電車、地下鉄と大きな違いはないが、道路に埋設されているため、路面電車が道路交通と共に用されている場所では補修を行う際に道路工事も必要となり、その点は特殊性がある。」、また、「他に受注できる事業者もいると考えており、過去には希望申請も出ている。」と回答がありました。

続いて、議案5です。森ヶ崎水再生センター（東）汚泥消化槽機械設備再構築工事です。これは高額高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、「規模や金額が非常に大きいが実質的に競争入札の形が取られておらず、随意契約のようにも見えるため、競争性の確保やその対策、契約方法についてどのように考えているか。」、また、「分割して発注するといった方法等により、入札参加しやすいような工夫をしているか。」等について質疑を行いました。

これに対して、「結果的に1者のみであったが、一般競争入札で広く入札参加者を募集しており、どこの会社が申込みをしたか分からず状態で、競争があるという前提で札を入れているため、競争性は確保されていたと考える。」、また、「当該施設の消化槽は4槽あるが、入札参加しやすいよう、分割をして2槽の発注としている。」との回答がありました。

第1回第一監視部会の結果については、以上となります。

【竹内委員長】 ありがとうございました。ただいまの第一監視部会の報告について、委員の方、何か質問、ご意見がございましたら、挙手の上お願ひいたします。いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

(質問、意見等なし)

【竹内委員長】 それでは、続きまして、第二監視部会の結果について、部会長である私のほうから説明させていただきます。

なお、着任前の部会における議論になりますので、議事概要であるとか事前のご説明に基づいて、詳細な部分は議事録を拝見しながら、そういうものの理解に基づいておりますので、ご了承ください。

資料の8ページ、別紙2-1をご覧ください。

対象事案の抽出方法については、先ほどご報告のありました、第一監視部会と同様になり

ますので、説明は省略させていただきます。

抽出方法に基づいて最終的に選びました事案が、こちらに記載されている4件になります。

議案5及び6については、談合処理情報に関する議案でありますので、後ほどご説明いたします。

議案につきまして、結論のほうから申し上げると、意見交換、様々ございましたけれども、その結果、いずれも入札契約手続そのものにつきましては、ルールどおり運用されているということを確認いたしました。

ただ、何点か意見が付されていますので、議案ごとに概要をご報告いたします。

9ページをご覧ください。

警視庁目黒警察署5階道場空調設備新設工事になります。こちらは1者入札の事案として抽出している案件でございます。

本件につきましては、「希望事業者9者について、4者を選定せず5者に絞った理由や、その選定基準は何か。」ということ、また、「最終的に1者による入札になってしまった理由について、どのように分析しているか。」等について質疑がありました。

これに対して、「本件は工事発注規模が少額の入札案件であったことから、東京都の物品買入等の入札における5者以上指名の基準に従って、希望9者のうち、本件発注等級を優先して、発注等級であるD格付を有する6者の中から上位5者を選定した。」、また、「希望申請時から開札日までの期間にほかの工事を受注し、技術者の配置ができなくなった、あるいは応札に向けて積算した結果、予定価格を超過したため、辞退であるとか不参に至ったと考えている。」などの回答がございました。

本議案につきましては、「本契約手続では、希望業者非選定の理由、不参や辞退になった理由の分析、1者入札となった原因分析が十分ではないという意見が付されて、こうした状況について、フォローアップをしないで改善策を立てることは難しいので、予定価格の妥当性の検討と併せて競争性を確保できる体制を作るための検証を行う必要がある。」という意見が付されております。

続いて2件目、議案2でございます。

こちらは高額事案の高落札事業及び1者入札の事案として抽出した案件です。三鷹市新川六丁目地先配水管（400ミリメートル）新設工事となってございます。

本件につきましては、「一般入札の状況についてどのように分析しているのか。」、また、「1回目の入札段階で高い落札率となってしまったが、どのように分析しているか。」等について質疑を行いました。

これに対して、「辞退理由は、別の同種の工事を契約したことや、配置予定技術者の配置が困難ということであります。他の案件の辞退理由と共通している。辞退理由を分析し、競争性の確保及び不調の回避につながるような検討をしていきたい。」、また、「本件工事は水道局の配水管工事積算基準や各工法の協会等の基準を使って積算しており、それらの基準は

公表されているため、事業者でもかなり正確に積算ができる状況である。」という回答がございました。

本件につきましては、意見が付されておりまして、「1者入札と高落札率となった理由について、より詳細な原因分析が必要である。とりわけ1者入札の分析については、辞退理由のさらなる調査が必要である。」という意見が付されております。

続きます。議案3でございます。

浅草線西馬込外9駅ホーム床改修工事です。こちらは高額事案と1者入札事業として抽出しております。

本件については、「令和4年度の同様の床改修工事と比べ、かなり値上がりしているようを感じる、その理由は何か。」また、「構造補強に対応できる事業者は、本件のような工事も履行可能なようであるが、手を挙げてこないのはなぜか。」との質疑がございました。

これに対して、「材料単価や労務単価について近年上昇傾向であることから金額が高くなつた。」、また、「過去の実績から複数者存在することを認識はしているが、深夜の限られた時間内で施工するという、ホーム床改修という特殊性から、どうしても経験のある事業者が手を挙げやすい傾向がある。」というような説明がございました。

続きまして、最後の議案4ですが、こちらは1者入札事案ないしは同一事業者が長期受注している事案として抽出しております。

案件は、東部汚泥処理プラント機械濃縮設備補修工事でございます。

本件につきましては、「元施工でないと対応できないといった特殊な設計は含まれていなか。」、また、「見積の取得先から広く入札参加できるような対応策を考えているのか。」等の質疑がございました。

これに対して、「単純な構造で特殊なものではなく、元施工ではなくても対応できる。」、また、「仕様書や図面を分かりやすくするとともに、発注時期の平準化により、入札参加しやすくなるよう一層努力をしていく。」というご説明がありました。

本件については、競争環境の確保のための分析、それを踏まえた改善に取り組んでいただきたいという意見を付しております。

第二監視部会の結果につきましては、以上となります。

ただいまの、第二監視部会の報告について、委員の方、何かご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

(質問、意見等なし)

【竹内委員長】 それでは、続けたいと思います。以上で議案1及び議案2が終了となります。その後、談合情報関連の議案に移りたいと思います。

こちらにつきましては、個人情報、法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、概要及び議事録を東京都ホームページに掲載する予定でございます。

それでは、続いて、談合情報のほうの第1回の第一監視部会で行われました談合情報処理

案件の結果の報告について、進めてまいりたいと思います。

小見部会長のほうから、第一監視部会のご報告をお願いしたいと思います。

【小見委員】 それでは、資料の 15 ページをご覧ください。

今回の対象の第一監視部会の概要に記載の議案 1 です。

本件は、令和 6 年 5 月に談合情報処理を行った事案で、（非公表事項）から寄せられた情報につきまして、（非公表事項）において談合情報処理検討委員会を開催したものでございます。

談合情報検討委員会は、合計 2 回行われました。その結果、明確な談合の事案は認められず、入札執行と判断した案件です。

当部会では、「談合情報を受領した後の手続の流れについては、第三者のアドバイスを受けるなど、中立性が担保されている体制を構築する必要があるのでは。」といった質疑を行いました。

これに対し、（非公表事項）からは、「官製談合が疑われる情報があった場合は、（非公表事項）に情報を集約し、必要に応じて弁護士等の第三者アドバイスをいただく手続に見直しをしている。また、警察等にも情報が届いた時点で速やかに情報提供することとしている。」との説明がありました。

意見交換の結果、本件談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に意見はありませんでした。

談合情報処理案件の結果の報告は以上です。

【竹内委員長】 ありがとうございます。ただいまの第一監視部会の報告につきまして、委員の方、何か質問やご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

【竹内委員長】 それでは、第二監視部会からの報告に移らせていただきます。

部会長である私のほうからご報告いたします。

資料 16 ページをご覧ください。

今回の対象は、第二監視部会の概要に記載の議案 5 及び議案 6 でございます。

1 件目は、令和 6 年 6 月に談合情報処理を行った事案で、（非公表事項）から寄せられた情報につきまして、（非公表事項）において談合情報処理検討委員会を開催したものでございます。

談合情報検討委員会は、合計 2 回行われました。その結果、明確な談合の事実は認められず、入札執行と判断した事案でございます。

当部会では、「談合情報検討委員会開催後、関係機関にはどのようなアクションをしたのか。」といった質疑がございました。

これに対して、（非公表事項）から、「契約確定の日に公正取引委員会と警視庁に電話と文書で報告した。」という説明がありました。

意見交換の結果、本件談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に意見はあ

りませんでした。

2件目は、令和6年7月に談合情報処理を行った事案で、こちらも（非公表事項）から寄せられた情報につきまして、（非公表事項）において談合情報処理検討委員会を開催したものです。

談合情報検討委員会は、合計2回行われました。その結果、明確な談合の事実は認められず、契約締結と判断した経緯でございます。

当部会では、「誓約書の取得先が1者のみであるのはなぜか。」といった質疑がありました。

これに対して、（非公表事項）から、「今回の案件は1者に対する情報提供であったため、1者から誓約書を取得している。」という説明がございました。1件目の案件については、（非公表事項）が寄せられた時点が2件目と異なるということと、この2件目の案件については、契約後、入札後の情報提供であったため、1者から誓約書を取得しているものです。そのほかにも、（非公表事項）のヒアリングを実施していると把握しております。

意見交換の結果、本件談合処理は規定のルールどおり行われており、特に意見はございませんでした。

第二監視部会における談合情報処理案件の結果の報告は、以上になります。

この第二監視部会の報告について、委員の方で質問やご意見がある方いらっしゃったらお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

（質問、意見等なし）

【竹内委員長】 ないようありましたら、本日予定された議事は終了とさせていただきまして、最後に、通して何かご発言等ございましたら、お願ひしたいと思いますが、いらっしゃいませんか。

【柄澤委員】 1点よろしいでしょうか。

【竹内委員長】 はい、どうぞ。

【柄澤委員】 柄澤でございます。

第二監視部会の議案3ですけれども、こちらについて、過去同様の工事で3者希望があつた件もあるため、できる事業者は複数いると認識しているが、この件については1者入札となつた。希望も1者だったと思う。過去は希望者が複数出ていたけれども、近年希望者が減っているですか、実際、入札者が減っているですか、そういう事案につきましては、その理由みたいなものって、どういったものが考えられるのでしょうか。

【鵜澤電子調達担当課長】 先生、ご質問ありがとうございます。

こちらの件は、交通局から当日説明があったところなのですけれども、できる業者としては確かに、過去幾つか手を挙げているのですけれども、やはり終電後の工事というところで、夜間の工事を行って、期間も長いので、その発注した当時に、技術者の配置などがなかなか調整つかず、難しい傾向があるといいますか、そういう可能性がある工事で、交通局としては、今回は1者のみが手を挙げたという分析をしているところでございます。

以上でございます。

【柄澤委員】 ありがとうございます。

そうすると、この事案の特殊性による結果であるということでしょうか。何か全体として、過去、入札者が多かったものが減っている傾向があるのでしょうか。

【鵜澤電子調達担当課長】 そうですね、全体として、過去いっぱいいいたのですけれども、担い手が少なくなってしまって、やれるところがなくて手挙げが少ないというわけではないというふうに想定してございます。

【柄澤委員】 なるほど、ありがとうございます。

【竹内委員長】 ありがとうございます。ほかに質問等ございましたら。

【本田委員】 すみません。本田です。よろしいでしょうか。

【竹内委員長】 よろしくお願ひします。

【本田委員】 すみません、ちょっと私、今回初めてなので、ちょっと流れがよく分かっていないところもあるかもしれないのですが、本日の議題の中で、第二監視部会では、意見が付されている案件が幾つかあって、一番最後、13 ページ目にも、第1から議案4までについてルールどおり運用されているが、個々に付された意見への対応を求めるというような意見がなされているところなのですけれども、こういった意見をされた場合は、何か後日、意見への対応をした旨の報告とかを受けるようなことが想定されているのでしょうか。

【竹内委員長】 事務局、この辺りはいかがでしょうか。

【東川契約調整担当課長】 先生、ご質問ありがとうございます。

こういった個々のご意見につきましては、所管のほうにフィードバックさせていただいている、所管で参考とさせていただいている。別途、先生方にご説明ということはないのですけれども、そういうご意見に対して対応をさせていただいているということでございます。

【本田委員】 ありがとうございます。

【竹内委員長】 つまり、意見が付されたとしても、ちょっと強調しておきたい意見をプラスしているようなイメージで理解してよろしいのでしょうか。

【東川契約調整担当課長】 はい、おっしゃるとおりでございます。

【竹内委員長】 当然、それを改善されたり、意見を反映するようにされるのでしょうかけれども、この、議論として何かを提示しないとその意見が丸にならないというわけではないですよね。

【東川契約調整担当課長】 おっしゃるとおりです。

【竹内委員長】 承知いたしました。ほかにございませんでしょうか。小見部会長、どうぞお願ひいたします。

【小見委員】 基本的なことについて、

例えばこの別紙1－1、2－1の横の表を見ると、最初のところにこの対象事案の期間が書いてあり、

例えば、第一監視部会については、今回のものについては令和6年度4月1日から6月30日までの契約で、第二監視部会はその次の7月1日から9月30日までに契約した工事案件ということで、それをそれぞれ議論しています。

そうすると、第一監視部会については令和7年7月1日に今年度議論したということは、実はもうその時点で、今年度の4月1日から6月30日が経過しているのですね。

つまり、丸々1年前の案件について、それを議論しているのだけれども、実はもうその次の年に、もうその次の工事、次の年度の工事案件がもう終わっているという状況となっています。

例えば、継続的な契約について議論をしても、実はその次の年も、実はその下にまた契約が決まっているということがもうはつきりしている状況での議論は、ちょっとタイムラグが大き過ぎると思います。

様々な議論をしてそれを反映させようとしても、次の次の年度になってしまうというような状況になっているのですけれども、これは何とかならないのでしょうか。あるいは、これは今、上半期の話で、例えば下半期にも案件があったらそれを次の年の上半期に議論すれば、丸一年、一年越しではなくなるような気もするのですが、その辺はいかがでしょうか。

【東川契約調整担当課長】 先生、ご質問ありがとうございます。

先生がおっしゃっていただいたように、どうしても契約して、その後、抽出して、分析して、先生方のこういったご質問ですとかご提案に対応していくというところがございまして、そういう抽出期間ですとか検討期間を考えると、一定のタイムラグは発生してしまうのかなと思ってございます。

また、先生がおっしゃっていただいたように、例えば毎年度出てくるものと、工事みたいにそのときしか出ないものとありますので、必ずしも今、先生おっしゃっていただいたように、翌年議論していくときに、もう既に次の年が出ているという案件ばかりではないかなと認識しております。

そういうことや、先ほど言った抽出、分析、検討、または意見交換といった時間軸を踏まえて、物理的に対応可能かという点も含め、頂戴したご意見を参考にさせていただければと思います。ありがとうございました。

【小見委員】 はい、よろしくお願ひします。

【竹内委員長】 小規模な団体では、今のようなご意見に対して事前的な検証や、これから調達をかけるような案件を検討とすることもあるのですけれども、それ全てやっているわけではなくて、非常に難しい面も多々あると思います。

タイムラグについては確かにどこまで限界、短く、なくせるのかというのは、非常に重要なことだと思いますので、ぜひ検討していただいて、半年ぐらいだったらできるのかとか、四半期ができるのか、その辺りお答えいただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

【竹内委員長】 ないようございましたら、本日の議論については終了したいと思います。

事務局に進行をお返しいたします。

【須藤契約調整担当部長】 竹内委員長、議事進行をありがとうございました。委員の皆様も、様々な角度からのご意見をありがとうございます。

最後に、東京都財務局を代表して、経理部長の稻垣よりご挨拶をさせていただければと思います。

【稻垣経理部長】 本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして、また、様々なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

冒頭ご挨拶も頂戴いたしましたが、8月から、竹内委員長をはじめといたしまして新たに6名の先生方にご就任をいただいてございます。今年度下半期の各部会におきましては、ご専門の見地からご指導賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

入札契約制度を適正に運用してまいるためには、実態を踏まえまして不断に見直しをしていくことが重要と考えてございます。

都といたしましても、先生の皆様方からいただきましたご意見につきまして、関係部署と連携しながら一つ一つの課題の解決に向けて真摯に取り組んでまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

【須藤契約調整担当部長】 以上をもちまして、令和7年度第2回入札監視委員会を閉会とさせていただきます。

これにて退室いただいて結構でございます。本日は誠にありがとうございました。